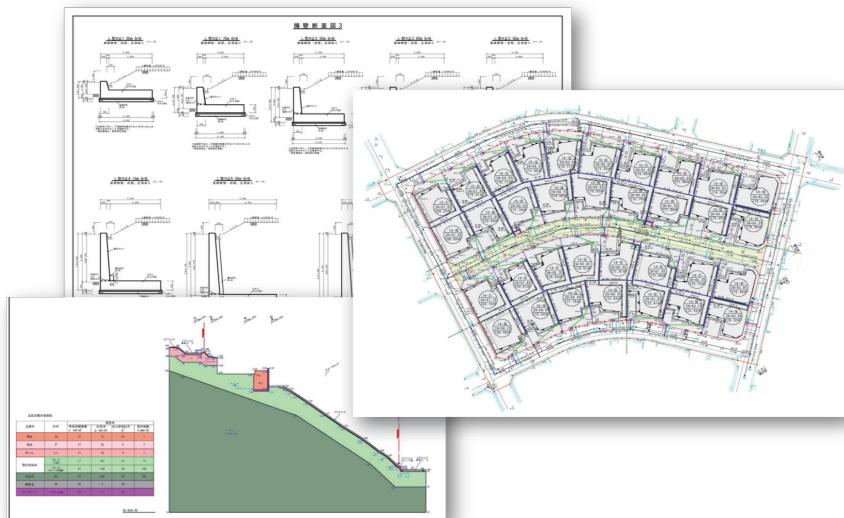


## 開発設計

都市計画法における開発許可制度は、都市の無秩序な市街化を防止し、基盤整備を伴った健全な市街地の形成を図ることを目的として創設された制度です。開発行為とは建築物や特定工作物を建築するために行う土地の区画形質の変更と定義されており、具体的には「区画の変更」（道水路等の新設・拡幅、付替え又は廃止を伴う行為）、「形の変更」（造成などで土地の形状を変える行為）、「性質の変更」（農地、山林などの土地を建築物を建築するための敷地に変更する行為）の何れかに該当する行為を示します。

弊社では、一般宅地から大規模施設までの様々なプロジェクトに参画し、各技術指針に適合した設計やスピーディーな対応により多くのお客様よりご好評頂いております。



## 開発許可申請に係る設計

弊社では、都市計画法第29条に係る開発許可申請、宅地造成規制法に伴う許可申請、建築確認申請等の実績が多数あります。大規模プロジェクトから宅地分譲に係る各種設計に至るまで、意匠面・構造面及び機能面のみならず経済設計を含めてご提案しております。

- 都市計画法第29条に係る開発行為許可申請
- 宅地造成規制法に係る許可申請
- 建築基準法に係る建築許可確認申請
- 道路法第24条に係る自費工事申請



## 弊社シンボルマークに込めた想い

弊社のロゴマークは明るい太陽（健康）と円満（福利）を象徴する円形を、豊かな大地・さえぎるものない広い空間に見立て、そこに東光測建の社名イニシャルである『TとS』の文字を白抜きで組み合わせデザイン化したものです。

企業の社運・社会的信用・金運・社内外の融和・友愛・団結・勤労を表すと共に、社勢の向上・発展とサービス精神を象徴し、会社を代表する「顔」として、また事業将来への希望と理想の旗印になるよう、一念の願いを込めたイメージをシンボライズいたしました。

